

出雲商工会 かわら版

<http://izumo.shoko-shimane.or.jp/>

No. 2 【平成 29 年 11 月発行】

大社本所

☎ 53-2558 / FAX 53-2252

佐田支所

☎ 84-0508 / FAX 84-0879

多伎支所

☎ 86-3467 / FAX 86-2243

湖陵支所

☎ 43-1344 / FAX 43-1372

一日公庫のご案内

● 融資個別相談会の開催

日本政策金融公庫松江支店による出張相談会を開催します。運転・設備資金の借入から融資制度全般までご相談いただけます。この機会を是非ご活用ください。

日時 11月22日(水) 10時～16時

会場 出雲商工会 本所

※事前申し込みが必要です。

記帳機械化事業所の皆様へ

● 帳簿（日計表）の早期提出のお願い

確定申告時期は記帳業務が大変混み合います。

本年10月分までの帳簿が未提出の方は、早急にご提出願います。

● 必要書類のご準備を

昨年に引き続き、所得税・消費税申告書や源泉徴収関係書類について、マイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーの確認やカードの提示を要する場合がありますので、早めの準備をお願いします。また、各種控除証明書が配達される時期ですので、紛失されないようきちんと整理・保管しておいてください。

計画経営のススメ

当会が取り組む「経営発達支援事業」では、経営の持続的発展を実現するため、「経営計画・事業承継計画の策定」と「その計画に基づく経営の実践」を推進しています。

● 経営計画・事業承継計画の策定・実行支援

「計画ってどんなもの?」「必要なのはわかるけど自分で作るのは難しそう…」などお悩みの皆様、職員や専門家が作成から実行まで伴走支援しますのでお気軽にご相談ください。

● 経営者・後継者セミナーの開催

事業承継をテーマに、経営者・後継者それぞれに向けたセミナーを開催します。

いずれも受講料は無料です。今後の経営に役立つ情報が多数ありますので、積極的にご参加ください。



経営者セミナー

相続税・贈与税の基礎知識

日時 11月22日(水) 14～16時

場所 出雲商工会議所(大津町)

講師 大倉 宏治 氏(公認会計士・税理士)

後継者セミナー

会社を未来につなげる「後継者の心構え」

日時 11月14日(火) 18～20時

場所 出雲商工会議所(大津町)

講師 藤井 好宏 氏(中小企業診断士・行政書士)

※事前申し込みが必要です。受講希望の方は会場までご連絡ください。

裏面に続く



いざという時の備え&福利厚生充実

経営者や家族、従業員に万が一の事があったときの「備え」は十分ですか？

商工会がお勧めする「貯蓄共済」は、貯蓄と融資と生命保障が一体となった「**商工会員のための制度**」です。経営の安定維持や従業員への見舞金の一助として、是非ともご検討ください。生活スタイルに合わせて、基本型、安心型、保険重視型、短期型から選択いただけます。また、年齢や性別により、保険金額と保険料が異なりますので、お気軽にお問い合わせ（見積依頼）ください！

安心の積立型



出産後の復職を支援します

出産・育児による離職を減らし、継続雇用を促進するための奨励金です。

支給額

- 育児休業を3ヶ月以上取得後に職場復帰した場合 → 20万円
- 産休取得後または育児休業3ヶ月未満取得後に職場復帰した場合 → 10万円

「ウチはどうか？」と思われたらお問い合わせ下さい。支給要件の適否を確認いたします。

島根県の経済情勢

H29.10月判断

総括判断	→	持ち直している
個人消費	→	緩やかに持ち直している
生産活動	→	回復しつつある
雇用情勢	→	改善しており、人手不足感が広がっている
設備投資	→	前年度を上回る見通し
企業収益	→	増益見通し

中国財務局 島根県内経済情勢

(<http://chugoku.mof.go.jp/content/000182619.pdf>)
より抜粋

医療費控除の改正について

平成29年より、特定の医薬品の購入に対する新税制「セルフメディケーション税制」が開始されました。この税制は、**定期健診などを受けている人が、特定の医薬品を年間12,000円を超えて購入した場合に、12,000円を超えた部分の金額が所得控除されるものです（上限88,000円）**

※従来の医療費控除とは併用できません。いずれかの選択となります。

※詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

セルフメディケーション

検索



西日本自動車共済にはお得な団体割引があります

「西日本自動車共済」では**商工会員のみ、お得な団体割引が適用**されます！

【対象車両】

- ① 商工会員が所有する車
- ② 商工会員事業所の役員や従業員が所有する車
- ③ ①及び②の同居の親族や別居の扶養親族が所有する車

割引率

お得

22.5%

上記割引率はH29.10.1～H30.9.30までを共済期間の初日とする共済契約に適用されます。

※お気軽にお問い合わせ（見積依頼）ください！